

近畿ブロック情報伝達訓練 実施要領

1. 情報伝達訓練の実施目的

大規模な地震が発生した場合の初動期を想定し、関係機関（近畿地方環境事務所及び近畿ブロック内の府県、市町村、他関連機関）における連携体制、情報伝達方法の確認を行い、発災後初動期における情報伝達がスムーズに行えるよう体制の構築及び、様式の検証、災害対応力の向上を図る。

2. 情報伝達訓練の実施概要

(1) 実施日程

○平成 30 年 12 月 6 日（木）（10:00～12:00、13:00～17:00）

(2) 訓練対象者

①近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

②各府県関係部局

③協議会構成員をはじめとする市町村関係部局

※府県が協議会構成員をはじめとする市町村の参加を募集する。参加市町村数は府県が決定する。

※府県は参加市町村を決定したのち、近畿地方環境事務所に報告する。

④関係団体（大阪湾広域臨海環境整備センター）

※訓練参加が可能な場合は情報伝達手段・方法を事前に確認する。

(3) 実施場所

○各自治体、団体の執務室（机上訓練）

(4) 通信手段

○E メール を基本（確認時、緊急時：電話、FAX）

※府県は、近畿地方環境事務所との E メールによる調整には、状況把握のために近畿地方環境事務所の業務委託先である応用地質株式会社の担当者に CC:で配信する（府県と市町村のメールは対象外とする）。

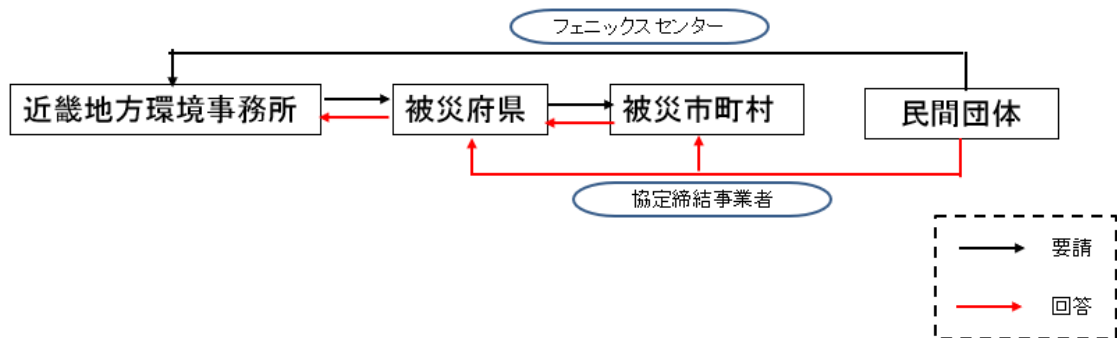
※Eメールのタイトルには【訓練】を冒頭に必ず追記する。

(5) 訓練の流れ

- ・訓練の基本的な実施フロー（全体の流れ）は下図とする。
- ・参加団体は、タイムスケジュール等を示した「資料2 訓練シナリオ」をもとに訓練を実施する。
※訓練開始時間になったのち、近畿地方環境事務所が府県及び近畿ブロック構成員の民間団体、国の機関等に発するEメール（事務発出）により開始する。
※近畿地方環境事務所は12時から13時の間も対応する。
※訓練時間は状況に応じて前後して構わないが、極力前倒しすることとし、大きく遅延する場合は、次の工程の相手に一報を入れる。訓練途中であっても17時の時点で訓練終了とする。近畿地方環境事務所が「訓練終了」のEメールを発信し伝達する。
※Eメール形式の様式は事前に送付しておく。

情報伝達の行程フロー

1 全般的な被災状況の把握



2 自治体・国の応援(プッシュ型)



※本訓練では D-waste.net、全都清 は参加対象外

図 訓練の基本的な実施フロー（全体の流れ）

(6) 情報伝達の使用様式

- ・近畿地方環境事務所への報告は、平成29年度作成様式（様式1～5）をもとに大阪北部の地震、台風第21号等の経験を踏まえ、府県ワーキングで修正した様式（参照：資料3 近畿ブロック情報伝達訓練 様式集）を使用する。
- ・ただし、府県及び市町村の各自治体で訓練実施計画がある場合は、各自治体の方法、様式等を優先しても差し支えない。

(7) 被害想定及び応援内容の想定

- ・「資料4 近畿ブロック情報伝達訓練 基本想定」の想定で実施する。
- ・報告の被害量、応援内容は、上記の資料4 をもとに様式に記入する。被害量は情報の伝達有無を主眼とした訓練であるため仮定の想定値とする。
- ・被災府県は、発災当初は全府県とするが、発災3日後は被害程度が「大」(和歌山県、大阪府)の府県とする。被害程度が「中」(兵庫県、奈良県、京都府)と「小」(滋賀県)の府県は発災3日後は応援府県とする。

(8) 訓練項目

- ・大規模地震(南海トラフ巨大地震)が発生した場合の初動期を想定し「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画」(以下、「行動計画」という。)に示されている標準的な手順のうち、以下の内容を中心として、「資料2 訓練シナリオ」にもとづいて情報伝達を行う。

①災害廃棄物処理体制の確立 [行動計画 p26]

○被害状況報告 【午前】

- ・災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設(焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等)の被害状況について情報伝達を行う。
- ・また、民間事業者(大阪湾広域臨海環境整備センター)は被害状況の報告を行う。
- ・なお、市町村の被害状況は、資料1-4 基本想定 を参照する。被害量は情報の伝達有無を主眼とした訓練であるため仮定とする。

②緊急性の高い災害廃棄物等の処理 [行動計画 p29]

○応援要請 【午後】

- ・応援が必要な項目(人材(事務系・技術者)、資機材(収集運搬車両、仮設トイレ等))について、応援要請及び要請に対する回答を行う。
- ・片づけごみ 広報・収集・運搬方法の確認を要請する。

(9) 留意事項

- ・訓練は非公開で実施する。
- ・訓練実施後、参加者はアンケート票(資料5)に記入し、近畿地方環境事務所の業務委託先である応用地質株式会社の担当者に送信する。
- ・アンケート結果をもとに訓練の成果や課題、各種報告様式の有効性に係る検証を行い、第2回ブロック協議会で報告する。

表 4-3 2. 緊急性の高い災害廃棄物等の処理 (行動計画 p29)

【近畿ブロックにおける大規模災害廃棄物の処理に関する標準的な手順】

発災から の期間	被災市町村 災害廃棄物担当部門	被災府県 災害廃棄物担当部門	応援府県 (市町村も含む) 災害廃棄物担当部門	国 (本省、環境事務所、整備局等) 災害廃棄物担当部門	民間団体 (産廃協会等)
35	2. 緊急性の高い災害廃棄物等の処理				
36	(1) 一般廃棄物処理施設等の安全性の確認及び補修	府県内の一般廃棄物処理・し尿施設等の被災状況の集約			
37	①一般廃棄物・し尿処理施設等の安全性の確認、補修	府県内の一般廃棄物処理・し尿施設等の被災状況の集約			
38	必要に応じて応急修理・補修の実施				
39	大規模復旧作業が必要な場合は、時期を見て実施				
40	②収集運搬ルート等の被災状況の把握、安全性の確認	今後想定される主な収集運搬ルート等の被災状況の整理	保健衛生部門職員との応援派遣の検討		レンタル業者等は仮設トイレ等の必要備品を提供
41	現時点で安全性の確認できる収集運搬ルートの抽出・整理				
42	(2) 仮設トイレ等のし尿の収集運搬、処理	府県内の避難者数の把握		仮設トイレ等の確保に係る調整	
43	①仮設トイレ等の必要の把握	断水状況、下水道使用状況の把握 (トイレを使用できない被災市町村民数の把握)			
44		仮設トイレ設置箇所及び必要数の推計			
45	②仮設トイレ等の確保、運用	仮設トイレの確保 (備蓄分、不足調達分、備品類)	保健衛生部門職員との応援派遣の検討		
46		仮設トイレの搬送・設置			
47		設置後の仮設トイレの管理体制、収集体制、処理体制の確保			
48		し尿のくみ取りに係る応援要請の検討	し尿くみ取り処理施設に係る府県内他地域からの応援調整		し尿くみ取りに係る応援
49					
50	(3) 避難所ごみの収集運搬、処理				
51	①避難所ごみ対策の検討、方針決定	避難所ごみの処理方針、分別方針の確認			
52	②避難所ごみ対策の実施	避難所ごみの収集運搬所内一時保管場所の確保			
53		避難所ごみの収集運搬体制、処理体制の確立 (通常の収集運搬体制との連携含む)			
54		人的・物的応援が必要か検討 (通常の収集運搬体制との連携含む)			
55	③避難所ごみの排出方法等に関する広報	悪臭、害虫対策 (殺虫剤、脱臭剤等の散布)			
56		ごみ収集の方法等について周知			
57		避難所における感染性廃棄物等への対応			
58	(4) 生活ごみ処理方針の検討	生活ごみの処理方針の確認、方針決定			
59	①生活ごみ処理方針の実施	ごみステーションの利用状況の把握			
60	②生活ごみ対策の実施	ごみステーションの収集車両の確保・収集実施 (生活ごみ収集時期、ごみ出しルール (分別等) について周知)			
61					
62					
63	(5) 片づけごみ等の収集運搬、処理	片づけごみの処理方針、分別方針の確認			
64	①片づけごみ対策の検討、方針決定	収集ルート上にある被災者片づけごみの対応の検討			
65	②片づけごみ対策の実施	片づけごみ一時集積場の設置状況の把握			
66	③片づけごみの排出・収集方法に関する広報	片づけごみ一時集積場の設置車両の確保・収集実施			
67		別用可能な一時集積場及びびごみ出しルール (分別等) について周知			
68					
69	(6) 腐敗性廃棄物への対応 (発生した場合)	市町村内の水産物関連施設等の被災状況の把握			
70	①腐敗性廃棄物関連施設の被災状況の把握	市と連携した水産物関連施設等の被災状況の把握			
71	②腐敗性廃棄物の処理の実施	被災施設の衛生状態の確認			
72		腐敗性廃棄物処理の実施			
73		海洋投棄の実施に係る検討 (必要な場合は府県に要請)			